

タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金 第4期のお知らせ

まん延防止等重点措置の適用を踏まえた市内飲食店に対する営業時間短縮要請の延長(R3.8.18要請)等に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を下支えするため、本市独自の支援金を給付します。

対象者

タクシー事業者(福祉輸送事業限定を除く)または自動車運転代行業者で、次の全ての要件に該当する事業者

- ① 国土交通大臣の許可または鹿児島県公安委員会の認定を受けている事業者であること
- ② 令和3年8月23日時点において、本市内に九州運輸局または鹿児島県公安委員会に登録された営業所を有し、事業を営んでいること
- ③ 下記のいずれかの対象車両が1台以上あること(本市内の営業所に配置する車両に限る)
 - ・ 令和3年8月23日時点で、九州運輸局に事業用自動車(一般車両)として登録されている車両(※特殊車両は除く)
 - ・ 令和3年8月23日時点で、鹿児島県公安委員会に随伴用自動車として登録されている車両
- ④ 今後も事業を継続する意思があること
- ⑤ 申請者等は暴力団等に関与していないこと

支援金額

- 1~5台目まで : 1台あたり45,000円
- 6台目以降 : 1台あたり 7,500円
- 上限1,575,000円

手続き

- タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金(申請期限:令和3年9月19日消印有効、以下「第3期」とする)の給付を受けた方は、市から個別にお手続きを案内いたします。

- 第3期の給付を受けていない方は、**申請手続きが必要**です。(注1)

(注1)申請手続きにつきましては、下記お問い合わせにご連絡いただくか、鹿児島市ホームページをご確認ください。＜申請期間:令和3年8月30日(月)～令和3年10月3日(日)消印有効＞

注意事項

- 市からの個別案内時点において、廃業している又は事業継続の意思がないこと、また、不正等が判明した場合、支援金を返金していただきます。

お問い合わせ

鹿児島市 産業支援課 TEL099-216-1322 (平日8:30~17:15)

申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。



鹿児島市 タクシー・代行支援金

で検索 または右のQRコードからご確認ください。

